



県章

# 山形県公報

令和元年5月21日(火)  
第5号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……79
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……80
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……81
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第43号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	八 欽 俊 一	最上郡大蔵村大字赤松985番地
同	斉 藤 勝 弘	同 999番地
同	三 原 源 三 郎	同 738番地 8
同	須 藤 政 太 郎	同 976番地
同	八 欽 信 夫	同 1003番地
同	斉 藤 辰 栄	同 1154番地
同	五 十 嵐 寿	同 802番地 2
同	五 十 嵐 吉 一	同 661番地
同	柿 崎 康 宏	同 2094番地
同	国 分 正 美	同 清水552番地

同	国 分 亨	同	406番地
同	後 藤 清	同	424番地 1
同	高 田 修	同	赤松730番地
同	加 藤 正 美	同	合海833番地
監 事	後 藤 俊 悦	同	清水393番地 5
同	加 藤 孝 三	同	赤松693番地 1
同	斉 藤 勝 則	同	2014番地 3

山形県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	斉 藤 徳 美	最上郡大蔵村大字合海48番地
同	伊 藤 貴 之	同 18番地
同	國 分 俊 秋	同 清水817番地
同	國 分 淳 雄	同 1498番地
同	早 坂 竹 千 代	同 3137番地15
同	中 島 慎 也	同 1779番地
同	小 野 繁 喜	同 121番地
同	五 十 嵐 寿	同 赤松802番地 2
同	柿 崎 康 宏	同 2094番地
同	八 畝 俊 一	同 985番地
同	斉 藤 勝 則	同 2014番地 3
同	加 藤 正 美	同 合海833番地
監 事	加 藤 忠 己	同 清水1501番地

同	国 分 亨	同	406番地
同	小 関 純	同	2493番地3

**山形県告示第45号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成30年11月29日 指令村総建第242号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町南三丁目9088番64の一部（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市中央一丁目1番1号  
東根市長 土田 正剛

**山形県告示第46号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成30年12月13日 指令村総建第244号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字神町字西原1088番、1089番、1090番、1091番、1099番、1100番、1101番、1102番、1103番、1104番、1105番、1114番1、1114番2、1128番2、1129番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市成沢西五丁目1番5号  
山形県いすゞ自動車株式会社 代表取締役社長 吉泉 光善

**山形県告示第47号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成31年3月19日 指令村総建第300号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字東根元東根字一本木5963番2、5963番4、5968番2、5970番、5976番、5977番1、5970番先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市大字野川2516番地  
株式会社タケダ自動車 代表取締役 武田博志

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800 円	27,500 円	31,400 円	35,500 円	40,500 円	46,800 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 2号	同	2DK	60.3	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100		単身可
同 3号	同	3DK	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400		
同 春日アパー ト3号	同 春日五丁 目2-43	同	75.6	2	同	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		単身可
同 2号	同	同	54.6	2	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		単身可
同 同	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	3	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		
同 2号	同	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	単身可	
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700		

同 4号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 相生アパー ト1号	同	相生町7 -65	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 2号	同	同	72.9	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 城北アパー ト2号	同	城北二丁 目3-62	50.1	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 桜木アパー ト1号	同	南陽市三間通 1229-2	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同	同 1229-1	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同	同	同	59.3	3	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 大町アパー ト	同	東置賜郡高島町 大字高島695- 12	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 釜之北アパー ト	同	川西町 大字中小松3017 -1	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年6月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和元年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和元年8月上旬

令和元年5月21日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年5月21日発行 発行人 山形県